

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正等に伴い、必要な規定の整理等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第2条および別表第54関係）
- (2) 建築基準法に基づく事務手数料について、建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料ほか2件の手数料を新たに設定することとします。（別表第43関係）

○建築基準法の一部改正により、省エネルギー性能の向上に資する建築物の改修や再生可能エネルギー源の利用に資する設備改修等の際に、建築物の容積率緩和の特例認定および高さ制限の緩和の特例許可の規定が創設されたことから、新たに審査手数料を設定するもの。

- ・住宅および老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の床面積に係る容積率緩和の特例認定の審査手数料 30,000円（新設）
- ・屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備設置等を行う建築物の高さ制限緩和の特例許可の審査手数料（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域） 150,000円（新設）
- ・屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備設置等を行う建築物の高さ制限緩和の特例許可の審査手数料（高度地区） 150,000円（新設）

【影響額】なし（過去10年で、建蔽率、容積率、高さの認定および特例許可の申請なし）

- (3) 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料のうち、豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料について、豚熱予防注射を行う者に知事の登録を受けた飼養衛生管理者を加えることとします。(別表第 45 関係)

○これまで家畜防疫員および知事認定獣医師に限り豚熱予防注射が可能であったところ、国の「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」改正に伴い、新たに登録飼養衛生管理者による注射が可能となったことから、豚熱予防液管理手数料の対象者を追加するもの。

- ・(旧) 知事認定獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理 50 円／頭・回
- ・(新) 知事認定獣医師または登録飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る
豚熱予防液の管理 50 円／頭・回

※家畜防疫員は県職員であるため、管理手数料の対象に含まれない。

【影響額】 0 千円 (ワクチン接種が可能な者を広げるもので、接種頭数が増減するものではないため。)

【参考】

- ・豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 (令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表)
一部変更：令和 4 年 12 月 23 日

(4) その他

ア この条例は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める日から施行することとします。

(ア) (3)の規定 公布の日

(イ) (2)およびイの規定 令和 5 年 4 月 1 日

(ウ) (1)の規定 令和 5 年 5 月 26 日

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第58号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

別表第43(12)の項の次に次のように加える。

| | |
|--|---------|
| (12)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 | 30,000円 |
|--|---------|

別表第43(16)の項の次に次のように加える。

| | |
|--|----------|
| (16)の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
|--|----------|

別表第43(17)の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表(19)の4の項の次に次のように加える。

| | |
|--|----------|
| (19)の5 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
|--|----------|

別表第43(33)の項アおよび(35)の項ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表(36)の項中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表(37)の項中「の建築物」の右に「の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物」を加え、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表(38)の項中「建築の」を「新築または一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改める。

別表第45(2)の項中「獣医師」の右に「または知事の登録を受けた飼養衛生管理者」を加える。

別表第54中「宅地造成等規制法に」を「旧宅地造成等規制法に」に改め、同表(1)の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、「昭和36年法律第191号」の右に「(以下この表において「旧法」という。)」を加え、同表(2)の項中「宅地造成等規制法」を「旧法」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 45 の改正規定 公布の日
- (2) 別表第 43 の改正規定 令和 5 年 4 月 1 日
- (3) 第 2 条および別表第 54 の改正規定 令和 5 年 5 月 26 日

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-------------|--|------|--|--------------|--|--|-----|-----|-------------|--|---|---------|--------------|--|
| 第1条 省略 第2条 省略 2 省略 (1)～(57) 省略 (58) <u>宅地造成等規制法</u> に基づく事務手数料 別表第54に定める額 (59)～(90) 省略 第3条～第9条 省略 付則 省略 別表第1～別表第42 省略 別表第43 建築基準法に基づく事務手数料 | 第1条 省略 第2条 省略 2 省略 (1)～(57) 省略 (58) <u>旧宅地造成等規制法</u> に基づく事務手数料 別表第54に定める額 (59)～(90) 省略 第3条～第9条 省略 付則 省略 別表第1～別表第42 省略 別表第43 建築基準法に基づく事務手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(12) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13)～(16) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 金 額 | (1)～(12) 省略 | | (新設) | | (13)～(16) 省略 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(12) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12)の2 <u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料</u></td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>(13)～(16) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 金 額 | (1)～(12) 省略 | | (12)の2 <u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料</u> | 30,000円 | (13)～(16) 省略 | |
| 区 分 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)～(12) 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (新設) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (13)～(16) 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)～(12) 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (12)の2 <u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料</u> | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (13)～(16) 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|----------|--|----------|
| (新設) | | (16)の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (17) 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (17) 法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (18)～(19)の4 省略 | | (18)～(19)の4 省略 | |
| (新設) | | (19)の5 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (20)～(32) 省略 | | (20)～(32) 省略 | |
| (33) 法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 ア 建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 イ 省略 | 81,000円 | (33) 法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 ア 建築物（ <u>建築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 イ 省略 | 81,000円 |
| (34) 省略 | | (34) 省略 | |
| (35) 法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 ア 建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 | 210,000円 | (35) 法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 ア 建築物（ <u>建築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 | 210,000円 |

| | | | |
|--|----------|--|----------|
| イ 省略 | | 合 イ 省略 | |
| (36) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築</u> の認定の申請に対する審査の手数料 | | (36) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築または一敷地内認定建築物の増築等</u> の認定の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 | 81,000円 | ア 建築物（一敷地内認定建築物 <u>以外</u> の建築物の <u>新築または一敷地内認定建築物の増築等</u> に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 | 81,000円 |
| イ 省略 | | イ 省略 | |
| (37) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | | (37) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築または一敷地内認定建築物の増築等</u> に係る建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 | 210,000円 | ア 建築物（一敷地内認定建築物 <u>以外</u> の建築物の <u>新築または一敷地内認定建築物の増築等</u> に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 | 210,000円 |
| イ 省略 | | イ 省略 | |
| (38) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>建築</u> の許可の | | (38) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>新築または一</u> | |

| | |
|---|----------|
| 申請に対する審査の手数料 | |
| ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 | 210,000円 |
| イ 省略 | |

(39)～(49) 省略

注 省略

別表第43の2～別表第44 省略

別表第45

家畜伝染病予防法に基づく事務手数料

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------------|---|
| (1) 省略 | |
| (2) 家畜に対する注射、薬浴または投薬等の手数料 | 法第6条第1項の規定に基づき家畜防疫員が行う豚熱予防注射の手数料 1頭1回につき 200円 |
| | 法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防 |

| | |
|--|----------|
| 敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 | 210,000円 |
| イ 省略 | |

(39)～(49) 省略

注 省略

別表第43の2～別表第44 省略

別表第45

家畜伝染病予防法に基づく事務手数料

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------------|---|
| (1) 省略 | |
| (2) 家畜に対する注射、薬浴または投薬等の手数料 | 法第6条第1項の規定に基づき家畜防疫員が行う豚熱予防注射の手数料 1頭1回につき 200円 |
| | 法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師または知事の登録を受けた飼養衛生 |

| | | |
|---|----------|----|
| | 液の管理の手数料 | |
| (3) 省略 | | |
| 別表第46～別表第53 省略 | | |
| 別表第54 | | |
| 宅地造成等規制法に基づく事務手数料 | | |
| 区 | 分 | 金額 |
| (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料 | | |
| ア～コ 省略 | | |
| (2) 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | | |
| 注 省略 | | |
| 別表第55以下 省略 | | |

| | | |
|--|-----------------------------|----|
| | 管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料 | |
| (3) 省略 | | |
| 別表第46～別表第53 省略 | | |
| 別表第54 | | |
| 旧宅地造成等規制法に基づく事務手数料 | | |
| 区 | 分 | 金額 |
| (1) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下この表において「旧法」という。）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料 | | |
| ア～コ 省略 | | |
| (2) 旧法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | | |
| 注 省略 | | |
| 別表第55以下 省略 | | |